

事 務 連 絡
令 和 3 年 2 月 3 日

各 局 等 の 長 殿

大 臣 官 房
危機管理・運輸安全政策審議官

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長等を受けた所管事業者（団体等）
に対する「出勤者数の7割削減」の更なる徹底に関する働きかけの実施について
（依頼）

昨日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言について、栃木県が解除された上で、引き続き10都府県に対しては、3月7日まで延長されること等が決定され、それを受け、「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、昨日持ち回りにて開催された国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、赤羽国土交通大臣より別添のとおり指示がなされたところであります。

この変更された基本的対処方針及び大臣指示においては、（所管）事業者の「出勤者数の7割削減」に係る進め方の表現として、従来の「強力に推進する」から「更に徹底する」と強調されております。これは、1月7日の緊急事態宣言の発令から一か月近くが経過する現時点において、テレワーク等による出勤者数の削減割合が、目標である7割に及んでいないことを背景とするものです。

本日、内閣官房内閣審議官（コロナ室担当）より、各事業所管省庁に対して、所管事業者の出勤者数の7割削減の更なる徹底について、一層の働きかけを行っていただきたい旨の依頼があったことを受け、ここに改めて関係各局等におかれましては、所管の事業者、関係団体等に対し、依頼を行って頂きますよう、お願い申し上げます次第です。

なお、具体的な協力依頼につきましては、これまで同様、大臣官房危機管理官より、各局等の新型コロナウイルス感染症対策担当課長あて別途通知させていただきます。

（別添）第17回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示